

国民健康保険税賦課限度額の見直しについて

令和5年度から次のとおり賦課限度額を引き上げるものとする。

区分	医療分	支援金分	介護分	計
現行	630,000円	190,000円	170,000円	990,000円
見直し案	650,000円	200,000円	170,000円	1,020,000円
差	20,000円	10,000円	0円	30,000円

参 考

賦課限度額の引上げを行った場合の影響について

1 現行税率等

区分	算出基礎	医療分	支援金分(※1)	介護分(※2)
所得割	基準総所得金額(※3)	7.2%	2.2%	1.6%
均等割	被保険者1人につき	24,000 円	9,000 円	10,000 円
賦課限度額		630,000 円	190,000 円	170,000 円

※1 支援金分：後期高齢者支援金分

※2 介護分：介護納付金分。介護保険第2号被保険者（40～64歳の被保険者）に対して課税

※3 基準総所得金額：前年の総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した金額

2 賦課限度額引上げ後の個別ケースにおける試算

ケース：限度額超過世帯、被保険者4人（内、介護第2号被保険者2人、有所得者1人、未就学児を含まない）の世帯の現行税額との比較〔試算〕

【計算例1】 総所得金額7,500,000円の場合 (単位：円)

	現行			見直し案		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	509,040	155,540	113,120	509,040	155,540	113,120
均等割	96,000	36,000	20,000	96,000	36,000	20,000
算定総額	605,040	191,540	133,120	605,040	191,540	133,120
限度超過額	0	1,540	0	0	0	0
年税額	605,000	190,000	133,100	605,000	191,500	133,100
課税総額	928,100 (月額 77,341)			929,600 (月額 77,466)		
	増減			+1,500 (月額+125)		

【計算例2】 総所得金額8,000,000円の場合 (単位：円)

	現行			見直し案		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	545,040	166,540	121,120	545,040	166,540	121,120
均等割	96,000	36,000	20,000	96,000	36,000	20,000
算定総額	641,040	202,540	141,120	641,040	202,540	141,120
限度超過額	11,040	12,540	0	0	2,540	0
年税額	630,000	190,000	141,100	641,000	200,000	141,100
課税総額	961,100 (月額 80,091)			982,100 (月額 81,841)		
	増減			+21,000 (月額+1,750)		

【計算例3】 総所得金額10,000,000円の場合 (単位：円)

	現行			見直し案		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	689,040	210,540	153,120	689,040	210,540	153,120
均等割	96,000	36,000	20,000	96,000	36,000	20,000
算定総額	785,040	246,540	173,120	785,040	246,540	173,120
限度超過額	155,040	56,540	3,120	135,040	46,540	3,120
年税額	630,000	190,000	170,000	650,000	200,000	170,000
課税総額	990,000 (月額 82,500)			1,020,000 (月額 85,000)		
	増減			+30,000 (月額+2,500)		

※年税額は、100円未満切り捨て

【参考：課税限度額に達する目安（世帯構成を上記ケースのとおりとした場合）】

	《現行》	《限度額引き上げ後》	給与収入（年収）に換算
医療分	7,846,700円	→ 8,124,500円 (27万7千8百円増)	⇔ 約 1,007万4千5百円
支援金分	7,430,000円	→ 7,884,600円 (45万4千6百円増)	⇔ 約 983万4千6百円
介護分	9,805,000円	→ 9,805,000円 (変更なし)	⇔ 約 1,175万5千円

3 令和4年度 賦課限度額の状況（県内市）

市名	区分	賦課限度額			計
		医療分(万円)	支援金分(万円)	介護分(万円)	
さいたま市		65	20	17	102
川越市		63	19	17	99
熊谷市		63	19	17	99
川口市		63	19	17	99
行田市		63	19	17	99
秩父市		63	19	17	99
所沢市		63	19	17	99
飯能市		63	19	17	99
加須市		63	19	17	99
本庄市		65	20	17	102
東松山市		63	19	17	99
春日部市		63	19	17	99
狭山市		63	19	17	99
羽生市		63	19	17	99
鴻巣市		65	20	17	102
深谷市		63	19	17	99
上尾市		63	19	17	99
草加市		63	19	17	99
越谷市		63	19	17	99
蕨市		63	19	17	99
戸田市		65	20	17	102
入間市		63	19	17	99
朝霞市		63	19	17	99
志木市		63	19	17	99
和光市		63	19	17	99
新座市		63	19	17	99
桶川市		63	19	17	99
久喜市		63	19	17	99
北本市		63	19	17	99
八潮市		63	19	17	99
富士見市		63	19	17	99
ふじみ野市		65	20	17	102
三郷市		61	19	16	96
蓮田市		63	19	17	99
坂戸市		63	19	17	99
鶴ヶ島市		63	19	17	99
日高市		63	19	17	99
白岡市		65	20	17	102
幸手市		63	19	17	99
吉川市		63	19	17	99

賦課限度額合計	該当市数	割合
102万円※法定限度額	6市	15.0%
99万円（行田市含む）	33市	82.5%
96万円	1市	2.5%
合計	40市	100.0%